大 館 市 工 事 成 績 評 定 要 領

（目的）

第 1　この要領は、大館市が発注する建設工事の成績の評定（以下「評定」という。）を行うために必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施し、もって請負業者の適正な選定及び指導育成を図り、工事の質的向上に資することを目的とする。

（評定の対象）

第 2　評定は、1 件の契約金額が 130 万円を超える大館市工事検査規程（平成 20 年規程第 18 号）第 2 条第 1 号の規定に基づく検査を行う請負工事について行うものとする。ただし、機械器具設置、電気通信工事等で所管部長が特に必要がないと認める場合は、これを省略することができる。

（評定者）

第３　工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

（1）大館市工事監督規程（平成 8 年規程第 7 号）第 2 条に定める主任監督職員、監督職員（以下「監督員等」という。）

（2）当該工事担当課長又は工事担当主幹及び工事担当課長補佐（以下「工事担当課長等」という。）

（3）大館市工事検査規程第５第 1 号に定める検査員（以下「検査員」という。）

（評定の方法）

第 4　評定は、工事成績採点の考査項目別運用表（別紙 1 から別紙 5 まで）を用いて、別記様式第 1 の大館市工事成績評定表（以下「評定表」という。）及び別記様式第 2 の細目別評定点採点表により行うものとする。

2　評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、監督員等においては、両者が協議のうえ評定を行うものとする。

3　前項の場合において、検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定を行うものとする。

（評定の判定基準）

第 5　評定の判定基準は、次の表のとおりとする。

判　定	優れる	やや優れる	標　準	やや劣る	劣　る
評定点合計	80 点以上	80 点未満 75 点以上	75 点未満 65 点以上	65 点未満 60 点以上	60 点未満

（評定表の提出）

第６　検査員である評定者は工事検査の実施のつど、工事担当課長等及び監督員等である評定者は工事完成のとき、それぞれ評定を行うものとする。

２　評定者は、次の各号の区分により当該各号に掲げる者に評定表を提出するものとする。

(1) １件の契約金額が500万円以上の請負工事　所管部長を経由のうえ総務部長

(2) １件の契約金額が500万円未満の請負工事　工事担当課長を経由のうえ契約検査課長

（評定表の集計等）

第７　契約検査課長は、提出された評定表を当該年度ごとに取りまとめ、別記様式第３の工事成績評定請負人別結果表及び別記様式第４の工事検査結果調書により、所管部長、資格審査委員会及び指名審査会の各委員に報告するものとする。

（評定の結果の通知）

第８　市長は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく当該工事の請負者に対して評定の結果を別記様式第５により通知するものとする。

（評定の修正）

第９　市長は、評定の結果を通知した後、評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

（説明請求等）

第10　第８又は第９により通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して７日（「休日」を含まない。）以内に書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

２　市長は、前項による説明を求められたときは、請求を受けた日の翌日から起算して７日（「休日」を含まない。）以内に別記様式第６により回答するものとする。

（再説明請求等）

第11　第10の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して７日（「休日」を含まない。）以内に書面により、市長に対して再説明を求めることができる。

２　市長は、前項の再説明を求められたときは、請求を受けた日の翌日から起算して50日（「休日」を含まない。）以内に別記様式第７により回答するものとする。

３　市長は、前項の規定による回答を行うときは、別に定める大館市適正入札・契約推進委員会の審議を経てから回答するものとする。

（努力要請）

第12　市長は、成績評定点が60点未満であった者に対しては、別記様式第８により努力要請を行うものとする。

（評定の結果の公表）

第 13　第 8 により評定の結果を報告したときは、別記様式第 9 の工事成績評定点一覧表を契約検査課のホームページに掲載して公表するとともに、契約検査課で閲覧に供するものとする。

2　前項の公表の期間は、完成検査の実施した日の翌月の指定した日から翌年度の末日までとする。

（補則）

第 14　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 15 年 11 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで試行する。

附　則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1

総務部 契約検査課	部長		課長		課長補佐		係長		係		監督実施部	部長		課長		課長補佐		係長		係	

大館市工事成績評定表〔完成〕

工事名		契約額	
請負人 商号・代表者		工事番号	
工事場所		工期	自　　年　月　日
工事担当課長			至　　年　月　日
主任監督職員		実施完成年月日	年　月　日
監督職員			

発注部	総務部	市民部	産業部	建設部	比内支所	田代支所	消防本部	教委	その他	監督実施部	産業部	建設部	教委	その他	工事担当課	

工種	一般土木	法面	建築	電気	給排水	鋼構造物	舗装	一般塗装	路面標示	機械器具	電気通信	造園	さく井	水道施設	その他	

考査項目		監督員等 職氏名： 職氏名：					工事担当課長等 職氏名：					検査員（中間検査） 検査年月日： 職氏名：					検査員（完成検査） 検査年月日： 職氏名：				
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ.施工体制一般	+1.5	+1.0	0	−5.0	−10															
	Ⅱ.配置技術者(現場代理人等)	+3.0	+1.5	0	−5.0	−10															
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理	+1.5	+1.0	0	−5.0	−10	+10	+5.0	0	−7.5	−15										
	Ⅱ.工程管理	+1.0	+0.5	0	−5.0	−10	+5.0	+2.5	0	−5.0	−10										
	Ⅲ.安全対策	+2.0	+1.0	0	−5.0	−10	+15	+7.5	0	−12.5	−25										
	Ⅳ.対外関係	+2.0	+1.0	0	−2.5	−5.0															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	+2.0	+1.0	0	−2.5	−5.0						+10	+5.0	0	−10	−20	+10	+5.0	0	−10	−20
	Ⅱ.品質	+2.0	+1.0	0	−2.5	−5.0						+15	+7.5	0	−12.5	−25	+15	+7.5	0	−12.5	−25
	Ⅲ.出来ばえ											+10	+5.0	0	−10		+10	+5.0	0	−10	
4. 工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応 ※2	点																			
5. 創意工夫	Ⅰ.創意工夫※3	点																			
6. 社会性等	Ⅰ.地域への貢献等						+5.0	+2.5	0												
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点					0　点				
評定点(65±加減点合計)※1		①　点					②　点					③　点					④　点				
7. 評定点計		＿＿＿点　○中間検査なし：(①　点×0.4)＋(②　点×0.3)＋(④　点×0.3)＝　点 ○中間検査あり：(①　点×0.4)＋(②　点×0.3)＋(③　点×0.15)＋(④　点×0.15)＝　点																			
8. 法令遵守等※5							点														
9. 履行率等※6							点														
10. 評定点合計※7		点　○7. 評定点計(　点) − 8. 法廷遵守等(　点) − 9. 履行率等(　点) ＝　点																			

※1 1～3の評定(65点±加減点合計) ＋ 4．5．6の評定(加点合計) ＝ 評定点 を記入する。 各評定点(①～④)は小数第1位まで記入する。
※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、工事担当課長等の意見も参考に評価するものとする。
※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※4 4．5．6．は、加点評価のみとする。また、法令遵守等及び履行率等は、減点評価のみとする。
※5 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員等、工事担当課長等が行う。
※6 法令遵守等及び履行率等の評価は、工事担当課長等が行う。
※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

別記様式第2

細目別評定点採点表

工事名		工事番号		工期	自　年　月　日 至　年　月　日
請負人 商号・代表者		契約額		完成 年月日	年　月　日

項目	細別	①監督員等	②工事担当課長等	③検査員(中間検査) 検査年月日:	④検査員(完成検査) 検査年月日:	細目別評定点
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	(　) ×0.4+2.6=　点				／ 3.2
	Ⅱ. 配置技術者	(　) ×0.4+2.6=　点				／ 3.8
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	(　) ×0.4+2.6=　点	(　) ×0.3+4.9=　点			／ 11.1
	Ⅱ. 工程管理	(　) ×0.4+2.6=　点	(　) ×0.3+4.9=　点			／ 9.4
	Ⅲ. 安全対策	(　) ×0.4+2.6=　点	(　) ×0.3+4.8=　点			／ 12.7
	Ⅳ. 対外関係	(　) ×0.4+2.6=　点				／ 3.4
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	(　) ×0.4+2.6=　点		(　) ×0.3+6.5=　点	(　) ×0.3+6.5=　点	／ 12.9
	Ⅱ. 品質	(　) ×0.4+2.6=　点		(　) ×0.3+6.5=　点	(　) ×0.3+6.5=　点	／ 14.4
	Ⅲ. 出来ばえ			(　) ×0.3+6.5=　点	(　) ×0.3+6.5=　点	／ 9.5
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	(　) ×0.4+2.6=　点				／ 7.8
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	(　) ×0.4+2.6=　点				／ 5.4
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等		(　) ×0.3+4.9=　点			／ 6.4
7. 法令遵守等	Ⅰ. 法令遵守等		(　) ×1.0=　点			
8. 履行率等	Ⅰ. 履行率等		(　) ×1.0=　点			
					評定点合計	／ 100

※ 中間検査があった場合　(①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評定点(中間検査が2回以上の場合は③を平均する)
※ 中間検査がなかった場合　(①+②+④) = 細目別評定点
※ 得点割合は、細目別評定点合計に対する得点の割合を百分率で示す。
(端数処理の関係で評定点合計と評価項目毎の評定点の計が異なる場合があります)

別記様式第3

平成　　年　　月　　日

資格審査委員会 各委員
指 名 審 査 会　各委員　　　　　　　　　様
各 所 管 部 長

総務部　契約検査課長
（検査係　担当）

平 成　　　年 度

工事成績評定請負人別結果表　（報　告）

大館市工事成績評定要領第7により工事成績評定請負人別結果表を取りまとめたので報告いたします。

別記様式第4

平成　　年　　月　　日

資格審査委員会 各委員
指 名 審 査 会　各委員　　　　　　　　　様
各 所 管 部 長

総務部　契約検査課長
（検査係　担当）

平 成　　年 度

工 事 検 査 結 果 調 書　　（報　告）

大館市工事成績評定要領第8により工事検査結果調書を取りまとめたので報告いたします。

別記様式第５

平成　　年　　月　　日

契約の相手方
　商号又は名称
　代表者氏名　　　　　　　様

大 館 市 長　　　　　印

工　事　成　績　評　定　通　知　書

　貴社が受注した工事について、大館市工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付してこの通知を受けた日の翌日から起算して７日（休日を含まない）以内に書面により説明を求めることができます。疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。説明を求める場合の送付先及び、手続き等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

１．工　　事　　名

２．工　　　　　期　　　　平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日

３．完成検査年月日　　　　平成　　年　　月　　日

４．評　　定　　点　　　　　　　　点（項目別評定点は、別表１のとおり）
　　　　（修正評定点　　　　ー　　点「評定点が修正された場合のみ」）

５．送　　付　　先　　　　〒　０１７－８５５５
　　　　　　　　　　　　　大館市字中城２０番地　大館市役所　契約検査課

６．手続き等の　　　　　　TEL　０１８６－４３－７０３９　（内線　　　　）
　　問い合わせ先　　　　　　大館市役所　契約検査課　検査係

別記様式第 6

平成　　年　　月　　日

契約の相手方
　商号又は名称
　代表者氏名　　　　　　　　　　　様

大 館 市 長　　　　　　印

工 事 成 績 評 定 に 係 る 説 明 書 （ 回 答 ）

平成　　年　　月　　日付けで貴社から説明を求められていた評定内容について下記のとおり回答します。本説明に疑問があるときは、市長に対してその疑問の旨を付してこの書面の回答を受けた翌日から起算して７日（「休日」を含まない。）以内に書面により、再説明を求めることができます。疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

なお､再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等について問い合わせ先は､下記のとおりです。

１．工　　事　　名

２．疑問に対する回答

３．送　　付　　先　　　　〒　０１７－８５５５
　　　　　　　　　　　　　大館市字中城２０番地　大館市役所　契約検査課

４．手続き等の　　　　　　大館市役所　契約検査課　検査係
　　問い合わせ先　　　　　TEL　０１８６－４３－７０３９　（内線　　　）

別記様式第７

平成　　年　　月　　日

契約の相手方
　商号又は名称
　代表者氏名　　　　　　　　様

大 館 市 長　　　　　　　　　印

工 事 成 績 評 定 に 係 る 再 説 明 書 （ 回 答 ）

平成　　年　　月　　日付けで貴社から再説明を求められていた評定内容について下記のとおり回答します。

1. 工　　事　　名

2. 疑問に対する回答

3. 問い合わせ先　　　　　　　　大館市役所　契約検査課　検査係
TEL　0186－43－7039（内線　　　）

別記様式第８

平成　　年　　月　　日

契約の相手方
　商号又は名称
　代表者氏名　　　　　　　様

大館市長　　　　　印

工事成績に係る努力要請について（通知）

貴社が施工した下記の工事について、工事成績の評定点が60点未満となっております。つきましては、大館市工事成績評定要領に基づき、今後かかることのないよう下記について努力要請いたします。

なお、1年以内に再度努力要請を受けた場合、指名を差し控えることとなりますので念のため申し添えます。

<table>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td colspan="2"></td><td>工事番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">評　定　点　合　計</td><td colspan="2">点</td></tr>
<tr><td rowspan="15">考査事項</td><td rowspan="2">1. 施工体制</td><td>施工体制一般</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>配置技術者</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">2. 施工状況</td><td>施工管理</td><td></td><td colspan="2" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>工程管理</td><td></td></tr>
<tr><td>安全対策</td><td></td></tr>
<tr><td>対外関係</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">3. 出来形及び出来ばえ</td><td>出来形</td><td></td><td colspan="2" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>品質</td><td></td></tr>
<tr><td>出来ばえ</td><td></td></tr>
<tr><td>4. 工事特性</td><td>施工条件等への対応</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>5. 創意工夫</td><td>創意工夫</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>6. 社会性等</td><td>地域への貢献等</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>7. 法令遵守等</td><td>法令遵守等</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>8. 履行率等</td><td>履行率等</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※考査項目の中で、特に注意を要するものについて×印を付しています。

別記様式第9

工事成績評定点一覧表　（　　月検査完了分）

工　　事　　名	工　事　場　所	請 負 業 者 名	請 負 金 額 （単位：円）	契 約 期 間	工事担当課	評 定 点 （100点満点）
				自 至		
				自 至		
				自 至		
				自 至		
				自 至		
				自 至		
				自 至		
				自 至		
				自 至		
				自 至		
				自 至		
				自 至		

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙1－1　　（監 督 員 等）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="6">1.施工体制</td><td rowspan="3">Ⅰ.施工体制一般

評 定
□</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">「評価対象項目」
□「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
□ 施工計画書を、工事着手前に提出し、監督職員による内容の確認後、着手している。
□ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
□ 品質証明員が、関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
□ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が的確である。
□ 現場に対する、本店や支店などによる具体的な支援内容を、施工計画書に記載している。
□ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整え、有効に機能している。
□ その他（理由：　）</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td colspan="2">●判断基準
評価値が90%以上　・・・a
評価値が80%以上～90%未満・・・b
評価値が80%未満　・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅱ. 配置技術者
（現場代理人等）

評 定
□</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
やや不適切である</td><td>e
不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">「評価対象項目」
【全体を評価する項目】
□「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。
□ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
【現場代理人を評価する項目】
□ 現場代理人が、工事全体を把握している。
□ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□ 監督職員への報告を、適時及び的確に行っている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】
□ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
□ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
□ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応が適切である。
□ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っていることが確認できる。
□ 監理（主任）技術者が、共通仕様書及び諸基準に基づいて技術的な判断を行っている。
□ その他（理由：　）</td><td>□ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td colspan="2">●判断基準
評価値が90%以上　・・・a
評価値が80%以上～90%未満・・・b
評価値が80%未満　・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。</td></tr>
</table>

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙1－2　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（監 督 員 等）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理 評　定 □	「評価対象項目」 □「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 □ 契約書第18条第1項第1号から5号に係る設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。 □ 施工計画書が設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 □ 現場条件又は計画内容の変化に対して、適切に対応している。 □ 工事材料を、品質に影響の無いよう保管している。 □ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 □ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 □ 工事打合せ簿を、適時及び的確に整理している。 □ 建設副産物再利用等への取り組みを適切に行っている。 □ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 □ その他（理由：　）			□ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

●判断基準
評価値が90％以上　　　　　・・・a
評価値が80％以上～90％未満・・・b
評価値が80％未満　　　　　・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　％）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はｃ評価とする。

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	Ⅱ. 工程管理 評　定 □	「評価対象項目」 □「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 □ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 □ 実施工程表のフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 □ 現場条件の変化への対応が迅速であり、工程の遅れがない。 □ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、工程の遅れがない。 □ 工期的な制約がある工事において、進捗を早めるための取り組みを行っている。 □ 休日の確保を行っている。 □ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 □ その他（理由：　）			□ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

●判断基準
評価値が90％以上　　　　　・・・a
評価値が80％以上～90％未満・・・b
評価値が80％未満　　　　　・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　％）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はｃ評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙1－3

（監督員等）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策 評定 □	「評価対象項目」 □「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 □ 災害防止協議会等を1回/月以上実施し、記録が整備されている。 □ 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 □ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。 □ 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施し、記録が整備されている。 □ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 □ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性が反映され、記録が整備されている。 □ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 □ 過積載防止に取り組み、記録が整備されている。 □ 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、記録が整備されている。 □ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされている。 □ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 □ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施している。 □ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 □ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止策に取り組んでいる。 □ その他（理由：　）				□ 安全管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 安全管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 □ 過積載の事実があった。 上記1項目でも該当があれば ・・・e

●判断基準
評価値が90％以上　・・・a
評価値が80％以上～90％未満・・・b
評価値が80％未満　・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　％）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項以下の場合はｃ評価とする。

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2. 施工状況	Ⅳ. 対外関係 評定 □	「評価対象項目」 □「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 □ 官公庁等の関係機関と調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 □ 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 □ 工事の目的及び内容を、工事看板等により地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 □ その他（理由：　）				□ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

●判断基準
評価値が90％以上　・・・a
評価値が80％以上～90％未満・・・b
評価値が80％未満　・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。　② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　％）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数　④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はｃ評価とする。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙1－4　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（監 督 員 等）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="6">3.出来形及び出来ばえ

Ⅰ.出来形
（土木工事用）</td><td rowspan="2">土木工事

評　定
□</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。</td><td rowspan="2">□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※ばらつきの判断は別紙4参照

①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③出来型管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">機械設備工事
（土木工事用）

評　定
□</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="3">□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="3">□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表が適切にまとめられている。
□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
□ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□ 不可視部分の出来形を写真撮影している。
□ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
□ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
□ 社内の管理基準に基づき管理している。
□ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。
□ 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
□ その他（理由：　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">●判断基準
評価値が90％以上　・・・a
評価値が80％以上～90％未満・・・b
評価値が80％未満　・・・c</td></tr>
</table>

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝(　)該当評価数／(　)評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙1－5　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（監 督 員 等）

考査項目	工　種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
3.出来形及び出来ばえ Ｉ．出来形 （土木工事用）	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 （土木工事用） 評　定 □	「評価対象項目」 □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表が適切にまとめられている。 □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 □ 設備の据付及び固定方法が設計図書及び承諾図書通り施工している。 □ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 □ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 □ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理している。 □ その他（理由：　）			□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●判断基準
評価値が90%以上　　　　　・・・a
評価値が80%以上～90%未満・・・b
評価値が80%未満　　　　　・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙1－6 （監督員等）

考査項目	工種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
3.出来型及び出来ばえ Ⅰ．出来形 （建築工事用）	建築工事 電気設備工事 （建築工事用） 機械設備工事 （建築工事用） 評定	「評価対象項目」 □ 承諾図等が設計図書を満足している。 □ 施工図等が設計図書を満足している。 □ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 □ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 □ 出来形の管理方法を工夫している。 □ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 □ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ その他（理由：　） ●判断基準 評価値が90％以上 ･･･a 評価値が80％以上～90％未満･･･b 評価値が80％未満 ･･･c			□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　％）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はｃ評価とする。

※1．出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

※2．その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙1－7　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（監 督 員 等）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ．品質
（土木工事用）</td><td rowspan="2">土木工事

評　定
□</td><td>□ 品質の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</td><td>□ 品質の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</td><td>□ 品質の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、b に該当しない。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※ばらつきの判断は別紙4参照

①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">機械設備工事
（土木工事用）

評　定
□</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。

●判断基準
評価値が90%以上　・・・a
評価値が80%以上～90%未満・・・b
評価値が80%未満　・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝(　)該当評価数／(　)評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項以下の場合は c 評価とする。</td><td rowspan="2">□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。
□ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。
□ 設計図書の内容を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
□ 機械の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書等で確認できる。
□ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。
□ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
□ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
□ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
□ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう施工されている。
□ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
□ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
□ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
□ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護している。
□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ 現地状況を勘案し施工方法等について提案が行われている。
□ その他（理由：　）</td></tr>
</table>

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙1－8　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（監 督 員 等）

考査項目	工　種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質 （土木工事用）	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 （土木工事用） 評　定 □	「評価対象項目」 □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を行っている。 □ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現場照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足し、成績書にまとめられている。 □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 □ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 □ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 □ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の機能作動が確認できる。 □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 □ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるように施工されている。 □ その他（理由：　）			□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●判断基準
評価値が90％以上　　　　・・・a
評価値が80％以上～90％未満・・・b
評価値が80％未満　　　　・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　％）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙1－9 （監 督 員 等）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="5">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質
（建築工事用）</td><td></td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td>建築工事
評　定
□</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
□ 品質確認記録の内容が、適切である。
□ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
□ 躯体工事における施工の品質が、良好である。
□ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
□ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
□ その他（理由：　）</td></tr>
<tr><td>電気設備工事
（建築工事用）
評　定
□</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
□ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
□ 品質確認記録の内容が、適切である。
□ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
□ 機材及び施工の品質が、良好である。
□ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
□ その他（理由：　）</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td>機械設備工事
（建築工事用）
評　定
□</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
□ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
□ 品質確認記録の内容が、適切である。
□ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
□ 機材及び施工の品質が、良好である。
□ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
□ その他（理由：　）</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">●判断基準
評価値が90％以上　・・・a
評価値が80％以上～90％未満・・・b
評価値が80％未満　・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　％）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。</td></tr>
</table>

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
※3. その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙1－10　　　（監 督 員 等）

考 査 項 目	細　別	評価対象項目	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性 （土木工事） 加 点 ＋□点 （ 最大13点）	Ⅰ. 施工条件等への対応	Ⅰ. 構造物の特殊性への対応 □ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事	（1. について） 切土の土工量：20万㎥以上、盛土の土工量：15万㎥以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル（シールド）の直径：8m以上、樋門・又は樋管の内空断面積：15㎡以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、トンネル（NATM）の内空平均80㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤、又は離岸堤の水深10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万㎥以上、流路工の計画高水流量：500㎥以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：50m以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上
		□ 2. 対象構造物の構造が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事	（2. について） ・砂防工事等において、現場合わせに基づいて再設計が必要な工事 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事
		□ 3. その他 （理由：　）	（3. について） ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 ・地山強度が低いまたは土被りが薄いため、FEM解析等による検討が必要な工事
		Ⅱ. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事	（4. について） ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行なった工事
		□ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事	（5. について） ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事 ・その他各種の制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事
		□ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	（6. について） ・市街地での夜間工事 ・DID地区での工事
		□ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事	（7. について） ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・工事期間中の大半にわたって交通開放を行うため、規制標識の設置撤去を日々行った工事

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙1－11　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(監 督 員 等)

考 査 項 目	細　別	評価対象項目	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性 （土木工事）		□ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事	(8. について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事
		□ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事	(9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事
		□ 10. その他 （理由：　）	(10. について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用等に制約を受けた工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事
		Ⅲ. 厳しい自然・地盤条件への対応 □ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事	(11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウエルポイント工法等による排水や大規模な山留めなどが必要な工事 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数等を的確に把握する必要が生じた工事
		□ 12. 雨、雪、風、気温、波浪等の自然条件の影響が大きな工事	(12. について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼動日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事
		□ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事	(13. について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く） ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙1－12　　　　（監 督 員 等）

考 査 項 目	細　別	評価対象項目	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性 （土木工事）		□ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ 15. その他 （理由：　）	(14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制限を受けた工事 (15. について) ・その他、自然条件又は地域条件への対応が必要であった工事 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ. 長期工事における安全確保への対応 □ 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事 （全面一時中止期間は除く）※但し、文書注意に至らない事故は除く □ 17. その他 （理由：　）	
		Ⅴ. その他 （理由：　） （理由：　） （理由：　）	
		【工事特性の詳細評価】 評価した項目について、具体的内容を記載	

※1. 工事特性は、最大13点の加点評価とし、1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上、又はそれ以下の点数を与えてもよい。

※2. 監督員等が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、工事担当課長等の意見も参考に評価する。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙1－13

（監 督 員 等）

考 査 項 目	細　別	評価対象項目	評価技術事例
4. 工事特性 （建築工事用） 建築工事 電気設備工事 機械設備工事 加 点 ＋［　］点 （ 最大13点）	○建物規模への対応	□ 延べ面積10,000㎡以上の建物 □ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 □ 大空間のホール等を有する建物 □ その他 （理由：　）	
	○建物固有の機能の難しさへの対応	□ 対象建物の耐震レベル □ 建物機能の特殊性 □ その他 （理由：　）	・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
	○建物固有の施工技術の難しさへの対応	□ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 □ 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 □ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 □ その他 （理由：　）	・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
	○厳しい自然・地盤条件への対応	□ 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） □ 軟弱地盤、支持地盤の影響 □ 雨、雪、風・気温等の影響 □ その他 （理由：　）	・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
	○厳しい周辺環境、社会条件との対応	□ 地中埋設物等の作業障害 □ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 □ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙1－14　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（監 督 員 等）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　別</th><th>評価対象項目</th><th>評価技術事例</th></tr>
<tr><td rowspan="3">4. 工事特性

（建築工事用）
建築工事
電気設備工事
機械設備工事</td><td></td><td>□その他
（理由：）</td><td></td></tr>
<tr><td>○施工現場での対応</td><td>【長期工事における安全確保への対応】
□ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く）
【災害等での臨機の措置】
□ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事
【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】
□ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事
□ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事
□ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事
□ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事
□ 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事
□ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事
□ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事
□ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事
□ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事
□ その他
（理由：　）</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>【工事特性の詳細評価】 評価した項目について、具体的内容を記載</td></tr>
</table>

※1. 工事特性は、最大13点の加点評価とする。なお、1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上又はそれ以下の点数を与えても良い。
※2. 監督員等が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。
※3. 評価にあたっては、工事担当課長等の意見も参考に評価する。
※4. 評価した対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。
※5. 特殊な工事で上記によれない場合は、該当評価対象項目数と重みを勘案して評価する。
※6.「建物規模への対応」は、新築又は増築工事で評価技術の内容に該当する場合に評価する。改修工事においては、建物規模における全面的な工事を行う場合に適用する。
※7. その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙1－15　　　　(監督員等)

考査項目	細　別	工夫事項
5. 創意工夫 （土木工事） 加点 ＋□点 （最大7点）	Ⅰ. 創意工夫	○施工 □ 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は、設備据付後の試運転調整に関する工夫 □ ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品などの代替材の利用に関する工夫 □ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、ｺﾝｸﾘｰﾄ打設等の施工に関する工夫 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 □ 照明などの視界の確保に関する工夫 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫 □ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 □ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 □ 出来形又は品質との計測集計、管理図等に関する工夫 □ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 □ ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事 □ 特殊な工法や材料を用いた工事 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事
		○新技術活用 □ NETIS登録技術等の有効な技術を自ら提案し、活用している
		○品質 □ 土工、設備、電気の品質に関する工夫 □ ｺﾝｸﾘｰﾄの材料、打設、養生に関する工夫 □ 鉄筋、PCケーブル、ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品等の使用材料に関する工夫 □ 配筋、溶接作業等に関係する工夫
		○安全衛生 □ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している □ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫（落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等） □ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫 □ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫 □ 有害ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 □ 一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫 □ ゴミの減量化、ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞｽﾄｯﾌﾟの励行等の環境保全に関する工夫
		○その他 □ その他（理由：　） □ その他（理由：　） □ その他（理由：　）
		【創意工夫の詳細評価】 評価した項目について、具体的内容を記載

※1　特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※2　評価は各項目において1つ■が付されれば評価し、最大7点の加点評価とする。
※3　該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※4　工夫事項欄の考査項目の他に評価する値の企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、「4. 工事特性」との二重評価は行わない。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙1－16　　　（監督員等）

考査項目	細別	工夫事項
5. 創意工夫 （建築工事用） 建築工事 電気設備工事 機械設備工事 加点 ＋□点 （最大7点）	○準備・後片付け関係	□ 測量・位置出しにおける工夫 □ 現地調査方法の工夫 □ その他（理由：　）
	○施工関係	□ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 □ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み □ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 □ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法の工夫 □ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 □ 冷暖房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 □ 照明・視界確保等の工夫 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □ 運搬車両・施工機械等の工夫 □ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □ 施工管理及び品質向上等の工夫 □ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 仮設施工等の工夫 □ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ その他（理由：　）
	○品質関係	□ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 躯体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 施工の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ その他（理由：　）
	○安全衛生関係	□ 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等） □ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 □ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙1－17　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（監 督 員 等）

考 査 項 目	細　　別	工夫事項
5. 創意工夫 （建築工事用） 建築工事 電気設備工事 機械設備工事		□ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 □ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 □ 作業時における作業環境改善等の工夫 □ ゴミの減量化、ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞｽﾄｯﾌﾟの励行等の地球環境への工夫 □ その他（理由：　）
	○施工管理関係	□ 出来形の管理等に関する工夫 □ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 □ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 □ CAD、施工管理ｿﾌﾄ等の活用 □ CALSを活用した施工管理の工夫 □ その他（理由：　）
	○その他	〈新技術活用〉 □ NETIS登録技術等の有効な技術を自ら提案し、活用している 〈その他〉 □ その他（理由：　） □ その他（理由：　）
		【創意工夫の詳細評価】 評価した項目について、具体的な内容を記載

※1　特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2　該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点で評価し、最大7点の加点評価とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えても良い。

※3　上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。（なお、「4. 工事特性」との二重評価は行わない。）

※4　■を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

※5　その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙2－1　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（工事担当課長等）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理 評　定 □	「評価対象項目」 □ 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。 □ 工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 □ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。 □ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 □ 工事の関係書類を的確に整理していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ その他（理由　　）			□ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。 ●判断基準 評価値が90％以上　　・・・a 評価値が80％以上～90％未満・・・b 評価値が80％未満　　・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　％）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。	□ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	Ⅱ. 工程管理 評　定 □	「評価対象項目」 □ 隣接する他の工事等との工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 □ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 □ 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民から苦情がなかった。 □ 工程管理に係るフォローアップ等積極的な取り組みが見られた。 □ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 □ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕を持って工事を完成させた。 □ その他（理由：　）			□ 工程管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。 ●判断基準 該当項目が3項目以上　　・・・a 該当項目が2項目以上　　・・・b その他　　・・・c	□ 請負者の責により、工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く）

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙２－２　　　　（工事担当課長等）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td>２．施工状況</td><td>Ⅲ．安全対策

評　定
□</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。
□ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□ その他（理由：　）

●判断基準
該当項目が4項目以上　・・・a
該当項目が2項目以上　・・・b
その他　・・・c</td><td>□ 安全管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 請負者の責により、事故が発生した。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td></tr>
<tr><td>６．社会性等</td><td>Ⅰ．地域への貢献等

評　定
□</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□ 河川や水路等に対し汚濁防止等周辺環境への配慮に取り組んだ。
□ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
□ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
□ 道路清掃や草刈り、除雪などを積極的に実施した。
□ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
□ 災害時等において、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
□ 全てを自社企業で実施、もしくは下請負企業を全て市内企業とした。
□ 循環型社会の形成に積極的に取り組んだ。（例：秋田県認定ﾘｻｲｸﾙ製品、ﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ燃料、ﾌﾗｲｱｯｼｭ混合ｺﾝｸﾘｰﾄ、溶融ｽﾗｸﾞ入りｱｽﾌｧﾙﾄ混合物等）
□ その他（理由：　）

●判断基準
該当項目が5項目以上　・・・a
該当項目が3項目以上　・・・b
その他　・・・c

※　地域への貢献とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。</td></tr>
</table>

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙2－3　　　　（工事担当課長等）

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表
7. 法令遵守等	（下記参照）

表－１【市長又は発注者の措置内容】	点数
□1. 指名停止3ヶ月以上	-20点
□2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
□3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
□4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
□5. 文書注意	-8点
□6. 口頭注意	-5点
□7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3点
□8. その他（理由）	－　点
□9. 該当項目なし	

①表－１で評価する事例は、「施工にあたっては、工事関係者が下記の【市長又は発注者の措置内容が表－１の1～7のいずれかを措置した場合の適応事例】で上表の措置があった」場合に適用する。

②「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従業員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。

【市長又は発注者の措置内容が表－１の1～7のいずれかを措置した場合の適応事例】

1．入札前に提出した調査資料等において虚偽の事実が判明した。

2．承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継をした。

3．使用人に関する労働条件に問題があり、送検等された。

4．産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。

5．当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。

6．一括下請負や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。

7．入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。

8．労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。

9．監督または検査の実施にあたり、不当な圧力をかけるなど、妨げた。

10．下請負代金を期日以内に支払っていない、不当に下請負代金の額を減じているなど下請負代金遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。

11．過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。

12．受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。

13．下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。

14．安全管理が不適切であったたことから、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

※「表－１　市長又は発注者の措置内容」に基づく減点は合わせて行うものとする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙2－4　　　　　　　　（工事担当課長等）

考査項目	履行率等の該当項目一覧表
8．履行率等	（下記参照）

表－1　総合評価に係る評価項目（技術提案、施工計画）の履行結果	点数
□1．履行率が50%未満	−10点
□2．履行率が50％以上　70％未満	−8点
□3．履行率が70％以上　80％未満	−5点
□4．履行率が80％以上　100％未満	−3点

①表－1で評価する項目は、総合評価落札方式（技術提案型、施工計画型）により契約した工事で【総合評価に係る評価項目（技術提案、施工計画）の履行結果が表－1の1～4のいずれかに該当した場合の適応事例】で上表の措置があった場合に適用する。

②履行率は、総合評価落札方式の技術提案等評価項目（技術提案、簡易な施工計画）について、申請時の提案内容（項目または数量）に対する履行実績の割合とする。

表－2　総合評価に係る評価項目（主要材料の製造・施工の管理）の履行結果	点数
□1．履行率が50%未満	−5点
□2．履行率が50％以上　70％未満	−3点
□3．履行率が70％以上　80％未満	−1点

①表－2で評価する項目は、総合評価落札方式（技術提案型、施工計画型、簡易型）により契約した工事で【総合評価に係る評価項目（主要材料の製造・施工の管理）の履行結果が表－2の1～3のいずれかに該当した場合の適応事例】で上表の措置があった場合に適用する。

②履行率は、総合評価落札方式の実績等評価項目（主要材料の製造・施工の管理）について、施工計画書に記載した申請項目に対する履行実績の割合とする。

表－3　総合評価に係る評価項目（地場産品・ﾘｻｲｸﾙ製品等の調達）の履行結果	点数
□1．履行率が50%未満	−5点
□2．履行率が50％以上　70％未満	−3点
□3．履行率が70％以上　80％未満	−1点

①表－3で評価する項目は、総合評価落札方式（技術提案型、施工計画型、簡易型）により契約した工事で【総合評価に係る評価項目（地場産品・ﾘｻｲｸﾙ製品等の調達）の履行結果が表－3の1～3のいずれかに該当した場合の適応事例】で上表の措置があった場合に適用する。

②履行率は、総合評価落札方式の実績等評価項目（地場産品・ﾘｻｲｸﾙ製品等の調達）について、申請時の調達計画に対する履行実績の割合とする。

表－4　総合評価に係る評価項目（県産材の活用）の履行結果	点数
□1．履行率が50%未満	−5点
□2．履行率が50％以上　70％未満	−3点
□3．履行率が70％以上　80％未満	−1点

①表－4で評価する項目は、総合評価落札方式（技術提案型、施工計画型、簡易型）により契約した工事で【総合評価に係る評価項目（県産材の活用）の履行結果が表－5の1～3のいずれかに該当した場合の適応事例】で上表の措置があった場合に適用する。

②履行率は、総合評価落札方式の実績等評価項目（県産材の活用）について、申請時の調達計画に対する履行実績の割合とする。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙2－5　　　　　（工事担当課長等）

考 査 項 目	履 行 率 等 の 該 当 項 目 一 覧 表
	【総合評価に係る評価項目（技術提案、施工計画）の履行結果が表－1の1～4のいずれかに該当した場合の適応事例】 1．総合評価落札方式における技術提案等評価項目（技術提案、施工計画審査項目）について、請負者の責により提案内容に不履行があった若しくは履行状況が確認できなかった。 【総合評価に係る評価項目（主要材料の製造・施工の管理）の履行結果が表－2の1～3のいずれかに該当した場合の適応事例】 1．総合評価落札方式における実績等評価項目（主要材料の製造・施工の管理）について、履行義務期間内に請負者の責により評価対象となった申請項目に不履行があった若しくは履行状況が確認できなかった。 【総合評価に係る評価項目（地場産品・ﾘｻｲｸﾙ製品等の調達）の履行結果が表－3の1～3のいずれかに該当した場合の適応事例】 1．総合評価落札方式における実績等評価項目（地場産品・ﾘｻｲｸﾙ製品等の調達）について、履行義務期間内に請負者の責により評価対象となった品目の調達計画に不履行があった若しくは履行状況が確認できなかった。 【総合評価に係る評価項目（県産材の活用）の履行結果が表－4の1～3のいずれかに該当した場合の適応事例】 1．総合評価落札方式における実績等評価項目（県産材の活用）について、履行義務期間内に請負者の責により評価対象となった品目の調達計画に不履行があった若しくは履行状況が確認できなかった。 ※「「表－1　総合評価に係る評価項目（技術提案、施工計画）の履行結果」及び「表－2～表－4　総合評価に係る評価項目の履行結果」の履行結果」に基づく減点は合わせて行うものとする。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－1　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 検　査　員 ）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅰ.出来形	土木工事	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行い改善された。	□契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
	評　定 □	［評価対象項目］ □出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理図表が適切にまとめられている。 □社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □写真管理基準の管理項目を満足している。 □出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □その他（理由：　）				

①出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③出来型管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき、所定の出来形を確保する管理体系である。
④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

※ばらつきの判断は別紙4参照

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙3－2　　（検査員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
3.出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	機械設備工事 （土木工事用） 評定 □	［評価対象項目］ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などが適切にまとめられている。 □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 設計図書に定められている予備品に不足がないことが確認できる。 □ 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の老朽状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 □ その他（理由：　）			□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。

●判断基準
評価値が90％以上　・・・a
評価値が80％以上～90％未満・・・b
評価値が80％未満　・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　％）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－3　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 検　査　員 ）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
3.出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	電気設備工事 （土木工事用） 通信設備工事 （土木工事用） 受変電設備工事 （土木工事用） 評　定 □	［評価対象項目］ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表が適切にまとめられている。 □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 □ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ その他（理由：　）			□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。

●判断基準
評価値が90％以上　　　　　　・・・a
評価値が80％以上～90％未満・・・b
評価値が80％未満　　　　　　・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　 %）＝（　 ）該当評価数／（　 ）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙3－4　　　　（検　査　員）

考査項目	工　種	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅰ.出来形	建築工事 機械設備工事 （建築工事用） 電気設備工事 （建築工事用） 評　定 □	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		［評価対象項目］ □ 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 □ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 □ 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 □ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 □ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 □ その他（理由：　） ●判断基準 評価値が90％以上　・・・a 評価値が70％以上～90％未満・・・b 評価値が70％未満　・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　％）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする			□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき改造請求が行われた。

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

※2. その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－5　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 検　査　員 ）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	コンクリート構造物工事	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙4参照		□ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
土木工事 複数工事種 全体の評定 □	評　定 □	［評価対象項目］ □ コンクリートの配合試験又は配合報告書等により、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ コンクリートの養生を適正に管理し、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □ コンクリート打設までに、さび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 圧接作業にあたり、作業員の資格確認を行っていることが確認できる。 □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 有害なクラックがない。 □ その他（理由：　）				

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。
※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　　・・・a
※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b
※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　　・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－6　　　　（ 検　査　員 ）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	土工事 （切土、盛土、築堤等工事）	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙4参照		□ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
土木工事 複数工事種 全体の評定 □	評　定 □	［評価対象項目］ □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 □ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 □ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 □ CBR試験等の品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 □ 法面に有害な亀裂がない。 □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ その他（理由：　） ※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　・・・a ※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b ※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　・・・c				

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙3－7　　　　（検　査　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3.出来形及び出来ばえ
Ⅱ．品質</td><td>護岸・根固・水制工事</td><td colspan="2">□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙4参照</td><td>□ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。</td></tr>
<tr><td>土木工事
複数工事種
全体の評定
□</td><td>評　定
□</td><td colspan="3">［評価対象項目］
□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
□ 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しがないよう行っていることが確認できる。
□ 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 詰石の形状は、網目以上の径を有し、薄っぺらなもの及び細長いものがなく、適切である。
□ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
□ 遮水シートや吸出防止シートの重ね合わせ並びに端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
□ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
□ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
□ 施工にあたって、床堀箇所等の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
□ 埋戻し材について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 有害なクラックがない。
□ その他（理由：　）

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。
※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　・・・a
※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b
※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　・・・c</td><td></td><td></td></tr>
</table>

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－8 （ 検 査 員 ）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる。) 及び 雪崩防止柵上部工事 鋼製構造物工事	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙4参照		□ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
土木工事 複数工事種 全体の評定 □	評　定 □	［評価対象項目］ 【工場製作関係】 □ 鋼材の種別や品質について、証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 □ 溶接作業にあたり、作業員の資格確認を行っていることが確認できる。 □ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 □ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細かに製作していることが確認できる。 □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 □ 塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ 素地調整を行う場合、第一種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 □ 塗装の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ その他（理由：　） 【架設計画】 □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 □ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 □ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 □ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 □ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 □ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。 □ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 □ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 □ その他（理由：　）			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする ※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　・・・a ※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b ※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　・・・c	

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－9　　　　（ 検　査　員 ）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ
Ⅱ. 品質

土木工事
複数工事種
全体の評定
□</td><td rowspan="2">舗装工事

評　定
□</td><td colspan="2">□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙4参照</td><td>□ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。</td></tr>
<tr><td colspan="3">［評価対象項目］
【路床・路盤工関係】
□ 材料の品質証明書が整備されていることが確認できる。
□ 最大骨材粒径が定められた粒径以下であり、骨材粒度範囲が定められた粒度範囲内であることが確認できる。
□ 設計図書に定められたCBR値を確保できる材料を使用していることが確認できる。
□ 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
□ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 路盤の安定処理は材料が均一になるように施工していることが確認できる。
□ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□ 路床盛土において、一層の仕上り厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
□ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
□ その他（理由：　）

【アスファルト舗装工関係】
□ アスファルトの混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前照査制度の証明書類により確認できる。
□ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□ プラント出荷時、現場到達時、舗装時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
□ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上ずらしていることが確認できる。
□ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
□ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－10　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 検　査　員 ）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	舗装工事	□その他（理由：　） 【コンクリート舗装工関係】 □コンクリートの配合試験又は配合報告書等により、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去してから施工していることが確認できる。 □コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 □チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 □その他（理由：　） ※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　・・・a ※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b ※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　・・・c				

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はｃ評価とする

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－11　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 検　査　員 ）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ
Ⅱ．品質

土木工事
複数工事種
全体の評定</td><td rowspan="2">法面工事
及び
急傾斜地
崩壊対策
工事

評　定</td><td colspan="2">□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙4参照</td><td>□ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。</td></tr>
<tr><td colspan="3">［評価対象項目］
【共通】
□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
□ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないう締固めを十分行っていることが確認できる。
□ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ 指定された材料、資材の配合が確認できる。
□ その他（理由：　）

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】
□ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
□ ネット等の境界に隙間が生じていないことが確認できる。
□ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
□ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
□ その他（理由：　）

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】
□ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。
□ 金網の保管管理が適正であることが確認できる。
□ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
□ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
□ その他（理由：　）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－12　　　　（ 検　査　員 ）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	法面工事及び急傾斜地崩壊対策工事	【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】 □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 □ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 □ 枠内に空隙がないことが確認できる。 □ 層間にはく離がないことが確認できる。 □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 □ その他（理由：　） 【グランドアンカー・ロックアンカー関係】 □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 地山との取り合わせが適切に行われていることが確認できる。 □ ワイヤー等の張りが適切であることが確認できる。 □ 材料の錆、損傷等変質がないことが確認できる。 ※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　・・・a ※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b ※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　・・・c				

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－13　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（検　査　員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	基礎工事 及び 地盤改良工事	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙4参照		□ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
土木工事 複数工事種 全体の評定 □	評　定 □	［評価対象項目］ 【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】 □ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 □ 既成杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 □ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 □ 基準高、根入れ長、偏心量等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 □ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 □ 裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。 □ 強度試験、セメントミルクの比重管理などの品質に係る事項の管理資料を整理していることが確認できる。 □ その他（理由：　） 【地盤改良関係】 □ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 □ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 □ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 □ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 □ サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。				

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－14　　　　（ 検　査　員 ）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	基礎工工事 及び 地盤改良工事	□ ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されている。 □ 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 □ 前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 □ 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 □ その他（理由：　） ※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　・・・a ※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b ※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　・・・c				

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－15　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（検　査　員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	コンクリート上部橋工事（PC及びRCを対象）	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙4参照		□ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
土木工事 複数工事種 全体の評定 □	評　定 □	［評価対象項目］ □ コンクリートの配合試験又は配合報告書等により、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ コンクリートの養生を適正に管理し、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 圧接作業にあたり、作業員の資格確認を行っていることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 □ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 有害なクラックが無い。 □ その他（理由：　） ※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　・・・a ※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b ※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　・・・c				

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－16　　　　（ 検　査　員 ）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	塗装工事	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙4参照		□ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
土木工事 複数工事種 全体の評定 □	評　定 □	［評価対象項目］ □ 塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 □ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 □ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状況にしてから使用していることが確認できる。 □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 □ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 □ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ その他（理由：　）				

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。
※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　・・・a
※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b
※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－17　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（検　査　員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	植栽工事	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙4参照		□ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
	評　定 □	［評価対象項目］ □ 土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を実施し施工に反映している。 □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 □ 樹木等に損傷、はちくずれ等がないよう保護養生を行っていることが確認できる。 □ 樹木等の生育に害のある病害虫がないことが確認できる。 □ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っている事が確認できる。 □ 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されていることが確認できる。 □ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 □ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 □ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 □ その他（理由：　）			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はｃ評価とする ※試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　・・・a ※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b ※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　・・・c	
土木工事 複数工事種 全体の評定 □		a	b	c	d	e
	造園工事	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙4参照		□ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
	評　定 □	［評価対象項目］ □ 材料の品質及び形状が設計図書との適切性確認ができ、証明書が整備されていることが確認できる。 □ 製品の品質及び形状が設計図書との適切性確認ができ、証明書が整備されていることが確認できる。 □ 遊戯施設等の機能と安全性が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されていることが確認できる。 □ 植物、公園資材等による修景効果向上についての配慮が事前に十分検討され良好に施工されていることが確認できる。 □ 樹木等に損傷、はちくずれ等がなく、保護養生が適切に行われていることが確認できる。 □ その他（理由：　）			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はｃ評価とする ※試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　・・・a ※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b ※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　・・・c	

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－18　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（検　査　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th colspan="2">a　/　b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ
Ⅱ．品質

土木工事
複数工事種
全体の評定
□</td><td rowspan="2">防護柵・標識・区画線等設置工事

評　定
□</td><td colspan="2">□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙4参照</td><td>□ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。</td></tr>
<tr><td colspan="3">［評価対象項目］
□ 防護柵等の施工にあたって、防護柵の設置基準、視線誘導標識設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
□ 防護柵等の床堀りの仕上り面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
□ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートについて設計図書の規定を満足していることが確認できる。
□ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
□ 基礎設置箇所について設計図書に定められた地盤の地耐力を確認して、施工していることが確認できる。
□ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
□ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
□ ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
□ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
□ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
□ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ その他（理由：　　）</td><td colspan="2">① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）該当評価数／（　　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。
※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　　　　・・・a
※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b
※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　　　　・・・c</td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙3－19　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（検　査　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ
Ⅱ．品質

土木工事
複数工事種
全体の評定
□</td><td rowspan="2">下水道工事
（管路）

評　定
□</td><td colspan="2">□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙4参照</td><td>□ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。</td></tr>
<tr><td colspan="3">［評価対象項目］
□ 材料の品質規格証明書が整備されていることが確認できる。
□ 管渠（管布設・矩形渠布設、推進、シールド）工において、出来形管理基準を満足しており、目立った屈曲や沈下が無いことが確認できる。
□ 管渠に影響を与えるクラックや変形が無いことが確認できる。
□ 管渠において漏水箇所が無いことが確認できる。
□ 管渠継手部及びマンホール継手部の仕上げが良好であることが確認できる。
□ 推進管の裏込め材料が十分充填されていることが資料により確認できる。
□ マンホールの各種ブロックは内面を一致させ、影響を与えるクラックがなく、水密性が確保されていることが確認できる。
□ マンホールの足掛金物の位置、方向が適正であり、鉄蓋設置においては、ガタツキがなく、仕上り天端高も適正であることが確認できる。
□ インバートは形状、勾配等が適正で、表面の仕上げが適切であることが確認できる。
□ 管渠施設内に土砂、モルタル、材料の断片等が無く、清掃されていることが確認できる。
□ 掘削時の土留め方法や、推進時の掘進方法による周辺地盤への影響が見られないことが確認できる。
□ 基礎及び埋戻において、締固めが適切な方法で施工されており、工事終了後の沈下が見られないことが確認できる。
□ 舗装復旧において、その施工が仕様書の規定に従って実施されており、既設舗装との段差が無く仕上がり状態が良いことが確認できる。
□ その他（理由：　）

※次に該当があれば・・・c
□ クラックがある場合、有害又は進行性のクラックが無く、発生したクラックに対しては有識者、監督職員等の意見に基づく適切な処置を行っている。

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。
※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　・・・a
※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b
※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　・・・c</td><td></td><td></td></tr>
</table>

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－20 （検　査　員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	下水道工事 （管更生）	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙4参照		□ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
土木工事 複数工事種 全体の評定 □	評　定 □	［評価対象項目］ □ 事前調査において、既設管内の布設状況、障害物及び漏水等の状況を把握し施工を行っていることが確認できる。 □ 事前処理により、施工時には支障のないよう適切な措置を施していることが確認できる。 □ 管渠施設の仕上がり内面には、ふくれ、しわ、破損等が無いことが確認できる。 □ マンホール連結部の仕上りが良いことが確認できる。 □ 取付管口の仕上りが良いことが確認できる。 □ 施設内に漏水が無いことが確認できる。 □ ライニング工法において仕上がり厚及び引張強度が基準を満足していることが確認できる。 □ 硬化性樹脂材を使用する場合、硬化時の時間及び温度管理が適切に行われていることが確認できる。また、製管材を使用する場合、裏込材の注入量の記録管理が適切に行われていることが確認できる。 □ その他（理由：　） ※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上 ･･･a ※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満･･･b ※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満 ･･･c				

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－21　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 検　査　員 ）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	ほ場整備工事	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙4参照		□ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
土木工事 複数工事種 全体の評定 □	評　定 □	［評価対象項目］ □ 地区内の地表水、地下水が良好な排水状態で施工していることが確認できる。 □ 表土扱いにあたり、雑物等が混入しないよう実施していることが確認できる。 □ 石礫除去が適切に実施されていることが確認できる。 □ 表土扱いについて、所定の厚さが確保されていることが確認できる。 □ 畦畔及び道路盛土等の締固めを適切に施工していることが確認できる。 □ 基盤整地にあたり、均平度を保つよう実施していることが確認できる。 □ 汚染土の流出、拡散しないよう十分に配慮されていることが確認できる。 □ 土壌改良は設計図書に基づき適正に施工されていることが確認できる。 □ 客土材の土壌分析が確実に行われていることが確認できる。 □ 客土材の運搬が設計図書等に基づき適切に実施されていることが確認できる。 □ 濁水防止等環境保全に留意し施工していることが確認できる。 □ その他（理由：　） ※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　・・・a ※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b ※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　・・・c				

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－22　　　　（ 検　査　員 ）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">3.出来形及び出来ばえ
Ⅱ．品質

土木工事
複数工事種
全体の評定
□</td><td rowspan="2">暗渠排水
工事

評　定
□</td><td colspan="2">□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙4参照</td><td>□ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。</td></tr>
<tr><td colspan="5">［評価対象項目］
□ 暗渠排水の被覆材の厚さを確認し、かつ管材を十分被覆していることが確認できる。
□ 暗渠排水が所定の深さ及び勾配で布設されていることが確認できる。
□ 石礫及び雑物等の除去が適切に実施されていることが確認できる。
□ 暗渠排水用管製品に傷、割れ、ねじれ等の無いことを確認している。
□ 暗渠排水の管体及び付属品の接合が適切に実施されていることが確認できる。
□ 暗渠排水の渠線配置が所定の間隔で実施されていることが確認できる。
□ 暗渠排水の埋戻が適切に実施されていることが確認できる。
□ 暗渠排水が所定の管径により施工されていることが確認できる。
□ 埋戻土の転圧や周辺の整地を適切に実施されていることが確認できる。
□ 暗渠排水の溝畔又は道路復旧が適切に実施されていることが確認できる。
□ その他（理由：　）

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。
※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　・・・a
※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b
※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする</td></tr>
<tr><td rowspan="2">管水路工事
（農林工事用）

評　定
□</td><td colspan="2">□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙4参照</td><td>□ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。</td></tr>
<tr><td colspan="5">［評価対象項目］
□ 製品に有害なひび等の無いことを確認している。
□ 中心線の通りがよいことが確認できる。
□ 埋戻し、締固めが適切に実施されていることが確認できる。
□ 管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。
□ 地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。
□ 接合後の点検が適切に実施されていることが確認できる。
□ その他（理由：　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。
※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　・・・a
※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b
※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　・・・c</td></tr>
</table>

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－23　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 検 査 員 ）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質 土木工事 複数工事種 全体の評定 □	コンクリート 二次製品 水路工事	□品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙4参照		□品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
	評　定 □	［評価対象項目］ □製品に有害なひび等の無いことを確認している。 □施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 □水路等の通りが良いことが確認できる。 □埋戻し、締固めが適切に実施されていることが確認できる。 □地盤面、基礎面に不陸が生じていないことが確認できる。 □水路の接続と目地の施工が確実に行われていることが確認できる。 □その他（理由：　）		①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はｃ評価とする	※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　・・・a ※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b ※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　・・・c	
		a	b	c	d	e
	木製構造物工事	□品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙4参照		□品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
	評　定 □	［評価対象項目］ □構造物の中詰等が適切で、裏込材等の吸い出しのおそれがないことが確認できる。 □材料の規格にばらつきがないことが確認できる。 □材料に有害な腐れ、割れ等の欠陥が無いことが確認できる。 □構造物の締付固定が確実に実施され、適切に施工されていることが確認できる。 □施工基面が図面どおり実施されていることが確認できる。 □県産材であることを確認できる。 □その他（理由：　）		①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はｃ評価とする	※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　・・・a ※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b ※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　・・・c	

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－24　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	機械設備工事 （土木工事用）	優れている	やや優れている	他の評価に値しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
土木工事 複数工事種 全体の評定 □	評 定 □	［評価対象項目］ □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 □ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 □ 機器の機能及び性能に係る成績書が整理され、品質の確認ができる。 □ 溶接管理基準の品質管理項目について品質管理書類を整理し、品質の確認ができる。 □ 塗装管理基準の品質管理項目について品質管理書類を整理し、品質の確認ができる。 □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について試験書類を整理し品質の確認ができる。 □ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 □ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 □ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 □ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ その他（理由：　）			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする ※該当項目が80%以上　・・・a ※該当項目が60%以上～80%未満・・・b ※該当項目が60%未満　・・・c	

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－25

（ 検　査　員 ）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ
Ⅱ. 品質

土木工事

複数工事種全体の評定
□</td><td rowspan="2">電気設備工事
（土木工事用）

評　定
□</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に値しない</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。</td></tr>
<tr><td colspan="3">［評価対象項目］
□ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施されていることが確認できる。
□ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現場照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
□ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
□ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
□ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□ その他（理由：　）

※該当項目が80%以上　　　・・・a
※該当項目が60%以上～80%未満・・・b
※該当項目が60%未満　　　・・・c</td><td></td><td></td></tr>
</table>

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－26

（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	通信設備工事 受変電設備工事 （土木工事用）	優れている	やや優れている	他の評価に値しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
土木工事 複数工事種 全体の評定 □	評 定 □	［評価対象項目］ □ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 □ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 □ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様が満足していることが確認できる。 □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 □ 設備全体としての運転性能が、所定の能力を満足していることが確認できる。 □ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 □ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 □ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 □ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 □ その他（理由：　） ※該当項目が80%以上 ･･･a ※該当項目が60%以上～80%未満･･･b ※該当項目が60%未満 ･･･c				

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－27　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 検　査　員 ）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	上水道工事	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少なく（土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）下記に該当する。		□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満たし、a及びbに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
	評　定 □	［評価対象項目］ □ 使用材料は、すべて監督職員の材料検査を受け、保管も適切に行ったことが確認できる。 □ 管布設（切断、管端部処理、据付、接合）が仕様書通り適切に行われていることが確認できる。 □ ポリエチレンスリーブ等防食被覆は、破損がなく適切に行われていることが確認できる。 □ 付属施設（弁類、栓類、きょう）が仕様書通り適切に設置されていることが確認できる。 □ 管の基礎、管の周囲、埋戻しは、良質な材料が用いられ仕様書通りに施工されていることが確認できる。 □ 水圧試験で規定の水圧が保持され、水密性が確認されている。 □ 給水管装置の切替は、仕様書通り適切に施工されていることが確認できる。 □ 弁室等の構造物にひび割れ及び段差、漏水等がなく、適切に施工されている。 □ 縁石及び柵、標識等の道路付属物の復旧が適切に施工されている。 □ その他（理由：　） ※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 該当項目が80%以上　　　・・・a 該当項目が60%以上～80%未満・・・b 該当項目が60%未満　　　・・・c				

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝(　)該当評価数／(　)評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－28　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 検　査　員 ）

考査項目	工　種	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質 (建築工事用)	建築工事 評　定 □	優れている	やや優れている	他の評価に値しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
		［評価対象項目］ □ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 □ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 □ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 □ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 □ その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録により確認でき、良好であることが確認できる。 □ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 □ その他(理由：　) ※該当項目が90%以上　・・・a ※該当項目が70%以上～90%未満・・・b ※該当項目が70%未満　・・・c				

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝(　)該当評価数／(　)評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はｃ評価とする

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－29 （ 検 査 員 ）

考査項目	工種	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質 (建築工事用)	電気設備工事 評 定 □	優れている	やや優れている	他の評価に値しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
		［評価対象項目］ □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 □ 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 □ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 □ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 □ その他（理由： ）			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝（ ）該当評価数／（ ）評価対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする ※該当項目が90%以上 ・・・a ※該当項目が70%以上～90%未満・・・b ※該当項目が70%未満 ・・・c	
	機械設備工事 評 定 □	［評価対象項目］ □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 □ 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 □ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 □ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 □ その他（理由： ）			□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ※該当項目が90%以上 ・・・a ※該当項目が70%以上～90%未満・・・b ※該当項目が70%未満 ・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝（ ）該当評価数／（ ）評価対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。

※1．目的物の品質の水準を評価すること。

※2．品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙3－30　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（検　査　員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	維持修繕等 A:橋梁 補修等 B:水路 構造物等 評定	□品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙4参照		□品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
		［評価対象項目］ □使用する材料の品質・形状等が適切であり且つ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 □コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □コンクリートの養生を適正に管理し、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 □コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □有害なクラックがない。 □鋼材の種別及び品質が証明書類で確認できる。 □溶接作業にあたり、作業員の資格確認を行っている。 □溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 □欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 □ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 □ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 □高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 □支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 □塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □素地調整を行う場合、第一種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 □塗装の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 □塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。				

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－31　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（検　査　員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	維持修繕等 A:橋梁 補修等 B:水路 構造物等	□現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 □現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 □その他（理由：　） ※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ばらつきが少なく、該当項目が80%以上　・・・a ※ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満・・・b ※ばらつきが少なく、該当項目が60%未満　・・・c				

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝(　)該当評価数／(　)評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はｃ評価とする

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－32　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 検　査　員 ）

<table>
<tr><th rowspan="2">考 査 項 目</th><th rowspan="2">工　　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><th>優れている</th><th>やや優れている</th><th>他の評価に該当しない</th><th>劣っている</th></tr>
<tr><td rowspan="4">3.出来形及び出来ばえ

Ⅲ. 出来ばえ

土木工事
複数工事種
全体の評定
□</td><td>コンクリート構造物工事
トンネル工事

評定
□</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□コンクリート構造物の表面状態が良い。
□コンクリート構造物の通りが良い。
□天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□クラックがない。
□漏水がない。
□全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当5項目以上　・・・a
該当4項目　・・・b
該当3項目　・・・c
該当2項目以下　・・・d</td></tr>
<tr><td>土工事
(盛土、築堤、造成工事等)

評定
□</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□仕上げが良い。
□通りが良い。
□天端及び端部の仕上げが良い。
□構造物へのすりつけ等が良い。
□全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当4項目以上　・・・a
該当3項目　・・・b
該当2項目　・・・c
該当1項目以下　・・・d</td></tr>
<tr><td>切土工事

評定
□</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□規定された勾配が確保されている。
□切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されている等、適切に施工されている。
□法面勾配の変化部について、緩衝部を設けるなど適切に施工されている。
□滞水等による施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。
□関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。
□全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当5項目以上　・・・a
該当4項目　・・・b
該当3項目　・・・c
該当2項目以下　・・・d</td></tr>
<tr><td>護岸・根固・水制工事

評定
□</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□通りが良い。
□ブロック相互のかみ合わせが良く、局部的な空隙がない。
□天端及び端部の仕上げが良い。
□構造物へのすりつけ等が良い。
□全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当4項目以上　・・・a
該当3項目　・・・b
該当2項目　・・・c
該当1項目以下　・・・d</td></tr>
</table>

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－33　　　　（ 検　査　員 ）

<table>
<tr><th rowspan="2">考 査 項 目</th><th rowspan="2">工　　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><th>優れている</th><th>やや優れている</th><th>他の評価に該当しない</th><th>劣っている</th></tr>
<tr><td rowspan="4">3.出来形及び出来ばえ

Ⅲ. 出来ばえ

土木工事
複数工事種
全体の評定</td><td>ブロック製作工事

評定</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□コンクリート構造物の表面状態が良い。
□ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□クラックがない。
□ 全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当3項目以上　・・・a
該当2項目　・・・b
該当1項目　・・・c
該当項目なし　・・・d</td></tr>
<tr><td>鋼橋工事
雪崩防止柵上部工事
鋼製構造物工事

評定</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□ 表面に補修箇所がない。
□ 部材表面に傷及び錆がない。
□ 溶接に均一性がある。
□ 塗装に均一性がある。
□ 支承部の仕上げが良い。
□ 全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当4項目以上　・・・a
該当3項目　・・・b
該当2項目　・・・c
該当1項目以下　・・・d</td></tr>
<tr><td>舗装工事

評定</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□ 舗装の平坦性が良い。
□ 構造物の通りが良い。
□ 端部処理が良い。
□ 構造物へのすりつけ等が良い。
□ 雨水処理が良い。
□ 全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当5項目以上　・・・a
該当4項目　・・・b
該当3項目　・・・c
該当2項目以下　・・・d</td></tr>
<tr><td>法面工事
急傾斜地崩壊対策工事

評定</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□ 通りが良い。
□ 植生、吹付等の状態が均一である。
□ 端部処理が良い。
□ 全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当3項目以上　・・・a
該当2項目　・・・b
該当1項目　・・・c
該当項目なし　・・・d</td></tr>
</table>

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－34　　（ 検　査　員 ）

考 査 項 目	工　　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	基礎工事 （地盤改良等を含む） 評定	［評価対象項目］ □ 土工関係の仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。		●判断基準 該当3項目以上　・・・a 該当2項目　・・・b 該当1項目　・・・c 該当項目なし　・・・d	
	コンクリート橋上部工事 評定	［評価対象項目］ □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 支承部の仕上げが良い。 □ クラックがない。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上　・・・a 該当4項目　・・・b 該当3項目　・・・c 該当2項目以下　・・・d	
土木工事 複数工事種 全体の評定	塗装工事 （工場塗装を除く） 評定	［評価対象項目］ □ 塗装の均一性が良い。 □ 細部まできめ細かな施工がされている。 □ 補修箇所がない。 □ ケレンの施工状況が良好である。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上　・・・a 該当3項目　・・・b 該当2項目　・・・c 該当1項目以下　・・・d	
	植栽工事 評定	［評価対象項目］ □ 樹木の植栽状況が良い。 □ 支柱の取付けがきめ細かく施工されている。 □ 支柱の取付けが堅固である。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上　・・・a 該当2項目　・・・b 該当1項目　・・・c 該当項目なし　・・・d	
	造園工事 評定	［評価対象項目］ □ 施設構造物の表面状態、通り等仕上げが良い。 □ 施設構造物の納まりが良い。 □ 遊具等の作動が安全でかつ良好に作動する。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上　・・・a 該当2項目　・・・b 該当1項目　・・・c 該当項目なし　・・・d	

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙3－35　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（検　査　員）

考査項目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ 土木工事 複数工事種 全体の評定	防護柵工事 評定	［評価対象項目］ □ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷及び錆がない。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上　・・・a 該当3項目　・・・b 該当2項目　・・・c 該当1項目以下　・・・d	
	標識工事 評定	［評価対象項目］ □ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □ 標識板の支柱に変色がない。 □ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上　・・・a 該当2項目　・・・b 該当1項目　・・・c 該当項目なし　・・・d	
	区画線工事 評定	［評価対象項目］ □ 塗料の塗布が均一である。 □ 視認性が良い。 □ 接着状況が良い。 □ 施工面の清掃が入念に実施されている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上　・・・a 該当3項目　・・・b 該当2項目　・・・c 該当1項目以下　・・・d	
	下水道工事(管路) 評定	［評価対象項目］ □ 仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 埋戻及び路面復旧の状態が良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 全体的な美観が良い。 （管路及びマンホールの内部、本復旧の仕上がり等）		●判断基準 該当4項目以上　・・・a 該当3項目　・・・b 該当2項目　・・・c 該当1項目以下　・・・d	

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－36　　　　　（ 検　査　員 ）

<table>
<tr><th rowspan="2">考 査 項 目</th><th rowspan="2">工　　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><th>優れている</th><th>やや優れている</th><th>他の評価に該当しない</th><th>劣っている</th></tr>
<tr><td rowspan="4">3.出来形及び出来ばえ

Ⅲ. 出来ばえ

土木工事
複数工事種
全体の評定
□</td><td>下水道工事(管更生)

評定
□</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□ 管渠施設内面の仕上げが良い。
□ 管渠施設の通りが良い。
□ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
□ 既設構造物とのすり付けが良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当3項目以上　・・・a
該当2項目　・・・b
該当1項目　・・・c
該当項目なし　・・・d</td></tr>
<tr><td>ほ場整備工事

評定
□</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□ 表土に雑物等が無く、均平に仕上げている。
□ 畦畔の仕上げが良い。
□ 道路等の路面や法面の仕上げが良い。
□ 畦畔から漏水がない。
□ 支線道路の敷砂利厚が均等である。
□ 進入路のすりつけが良い。
□ 全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当6項目以上　・・・a
該当5項目　・・・b
該当4項目　・・・c
該当3項目以下　・・・d</td></tr>
<tr><td>暗渠排水工事

評定
□</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□ 暗渠排水のトレンチャ又はバックホウ掘削の通りが良い。
□ 暗渠排水の溝畔又は道路復旧の仕上りが良い。
□ 暗渠排水の集水渠出口の仕上りが良い。
□ 暗渠排水のネジ又は縦型水閘が良好に作動する。
□ 暗渠排水の集水渠出口は、排水路底に対して所定の高さが確保されている。
□ 地表への被覆材の浮出等がない。</td><td colspan="2">●判断基準
該当5項目以上　・・・a
該当4項目　・・・b
該当3項目　・・・c
該当2項目以下　・・・d</td></tr>
<tr><td>管水路工事
(農林用)

評定
□</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□ 管の通りが良い。
□ 管内面塗装に補修痕等がない。
□ 小構造物にも細心の注意が払われている。
□ 全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当3項目以上　・・・a
該当2項目　・・・b
該当1項目　・・・c
該当項目なし　・・・d</td></tr>
</table>

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－37　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 検 査 員 ）

<table>
<tr><th rowspan="2">考 査 項 目</th><th rowspan="2">工　　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><th>優れている</th><th>やや優れている</th><th>他の評価に該当しない</th><th>劣っている</th></tr>
<tr><td rowspan="4">3.出来形及び出来ばえ

Ⅲ. 出来ばえ

土木工事
複数工事種
全体の評定
□</td><td>コンクリート二次製品水路工事
（農林用）

評定
□</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□ 法面、端部の埋戻等の仕上げが良い。
□ 土工の通りが良い。
□ 構造物等へのすりつけが良い。
□ コンクリート二次製品の通りが良い。
□ コンクリート二次製品の表面状態が良い。
□ 溝畔から漏水がない。
□ 全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当6項目以上　・・・a
該当5項目　・・・b
該当4項目　・・・c
該当3項目以下　・・・d</td></tr>
<tr><td>鋼製構造物工事
（農林用）

評定
□</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□ 表面に補修箇所がない。
□ 部材表面に傷、錆がない。
□ ボルトの締め付けが堅固である。
□ 詰め石の状態が良好である。
□ 全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当4項目以上　・・・a
該当3項目　・・・b
該当2項目　・・・c
該当1項目以下　・・・d</td></tr>
<tr><td>木製構造物工事
（農林用）

評定
□</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□ 地山・既設構造物のすりつけが良い。
□ 構造物周辺の整地等が適正に施工されている。
□ 通りが良い。
□ 細部まできめ細やかな施工がなされている。
□ 全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当4項目以上　・・・a
該当3項目　・・・b
該当2項目　・・・c
該当1項目以下　・・・d</td></tr>
<tr><td>維持修繕
A:橋梁補修等
（鋼、コンクリート、塗装等）

評定
□</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□ コンクリート構造物の表面状態が良い。
□ 部材表面に傷及び錆がない。
□ 溶接に均一性がある。
□ 細部まできめ細かな施工がなされている。
□ 既設構造物と一体性がある。
□ 全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当4項目以上　・・・a
該当3項目　・・・b
該当2項目　・・・c
該当1項目以下　・・・d</td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙3－38　　（検　査　員）

<table>
<tr><th rowspan="2">考査項目</th><th rowspan="2">工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><th>優れている</th><th>やや優れている</th><th>他の評価に該当しない</th><th>劣っている</th></tr>
<tr><td rowspan="4">3.出来形及び出来ばえ

Ⅲ. 出来ばえ

土木工事
複数工事種
全体の評定
□</td><td>維持修繕
B:水路構造物等

評定
□</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□コンクリート構造物の表面状態が良い。
□付帯構造物に細心の注意が払われている。
□ゲート等の既設構造物へのすりつけが良い。
□全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当3項目以上　・・・a
該当2項目　・・・b
該当1項目　・・・c
該当項目なし　・・・d</td></tr>
<tr><td>機械設備工事
（土木工事用）

評定
□</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。
□きめ細かな施工がなされている。
□土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。
□溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。
□全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当4項目以上　・・・a
該当3項目　・・・b
該当2項目　・・・c
該当1項目以下　・・・d</td></tr>
<tr><td>電気設備工事
（土木工事用）

評定
□</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□きめ細かな施工がなされている。
□公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
□ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。
□操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
□全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当4項目以上　・・・a
該当3項目　・・・b
該当2項目　・・・c
該当1項目以下　・・・d</td></tr>
<tr><td>通信設備工事
受変電設備工事
（土木工事用）

評定
□</td><td colspan="2">［評価対象項目］
□主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がされている。
□公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
□動作状況において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。
□当該設備及び関連設備が全体的に調和及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。
□操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
□全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当5項目以上　・・・a
該当4項目　・・・b
該当3項目　・・・c
該当2項目以下　・・・d</td></tr>
</table>

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3－39　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 検　査　員 ）

考査項目	工　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	上水道工事 評定 □	［評価対象項目］ 【共通】 □ 管の通りが良い。 □ 漏水がない。 □ 舗装復旧、構造物等全体的な美観が良い。 【埋設工事】 □ 弁類等の付属設備が適切な場所に設置されている。 □ 鉄蓋類の表面及び弁室の内部の仕上げが良い。 □ 施工管理記録から不可視の出来ばえの良さが伺える。 □ 鉄蓋類や構造物等とのすりつけが良い。 【架設工事】 □ 溶接、塗装、組立の均一性が良い。 □ コンクリートの構造物にクラックがなく、肌、通りが良い。 □ コンクリートの天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ●判断基準 評価値が90％以上　・・・a 評価値が70％以上～90％未満・・・b 評価値が70％未満　・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　 %）＝（　 ）該当評価数／（　 ）評価対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。			□ 出来ばえが劣っている 上記概要があればd評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙3－40　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（検　査　員）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	建築工事 評定	［評価対象項目］ □ きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □ 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 □ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 □ 仕上がりの状態が良好で、作動状況も良好である。 □ 色調が均一であり、色むらが無く、全体的な美観が良好である。 □ 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 □ 保全に配慮した施工がなされている。 □ その他（理由：　）			□ 出来ばえが劣っている。 上記概要があればd評価とする。
	電気設備工事 評定	［評価対象項目］ □ きめ細やかな施工がなされている。 □ 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 □ 機器又はシステムとして、運転状況が正常であり、性能が優れている。 □ 環境負荷低減への対策が優れている。 □ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ その他（理由：　）			□ 出来ばえが劣っている。 上記概要があればd評価とする。
	機械設備工事 評定	［評価対象項目］ □ きめ細やかな施工がなされている。 □ 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 □ 機器又はシステムとして、運転状況が正常であり、性能が優れている。 □ 環境負荷低減への対策が優れている。 □ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ その他（理由：　）			□ 出来ばえが劣っている。 上記概要があればd評価とする。
		●判断基準 評価値が90％以上　・・・a 評価値が80％以上～90％未満・・・b 評価値が80％未満　・・・c	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　％）＝（　）該当評価数／（　）評価対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。		

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

別紙4 【記入方法及び留意事項】

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

〔管理図の場合〕

（上･下限値がある場合）

①ばらつきが50%以下と判断できる例

（下限値のみの場合）

※上限値のない場合のばらつきの考え方は、基本的に下限値と同様な値が有るものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。
なお、土工事など、上限値を仮定することが適当でない工種については、下限値のみとする。

②ばらつきが80%以下と判断できる例

〔度数表またはヒストグラムの場合〕

ばらつきが小さい

ばらついている

ばらつきが大きい

2. 多工種複合工事の取り扱い

（1） 主たる工種で評価する。主たる工種は、直接工事費の占める割合が50%以上の工種とし、複数となる場合は上位3工種までとする。

（2） 当該工事の評価は、「品質」、「出来ばえ」とも評定結果の低い工種の評定点とする。

（3） コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

3. その他

・文書による改善指示は、口頭による指示が2回となった場合に行うものとする。また、最初の口頭による指示内容については、文書を作成し、発注担当課の長まで回覧するものとする。

・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。

・「4. 工事特性」、「5. 創意工夫」、「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

別紙5－1

「施工プロセス」のチェックリスト

1. 工 事 名		工 事 担 当 課	
2. 工事番号		課　　長　　等	
3. 工　　期		主任監督職員	
4. 請負者名		監　督　職　員	

①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。

②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。

③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

④確認項目及びチェックリストの該当の有無については、該当の場合は○印、該当外の場合は×印を付ける。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	該当有無	チェック時期（指示事項）														備考 （指示事項及びその是正状況等）
					着手前	施工中												完成時	
1 施工体制	I 施工体制一般	○契約工程表	・契約締結の14日以内に、契約工程表が提出された。（契約後、変更後）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
		○工事カルテ	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。（契約後、変更後、完成時）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	
		○品質証明	・品質証明員の資格（身分及び経歴）が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。（契約後、変更後）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。（検査の前等）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	
			・品質証明は、出来形、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切（数量も含む）に実施した。（品質証明実施時）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。（施工事1回程度）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・労災保険関係の項目を現場の見やすい場所に掲示している。（施工時1回程度）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
		○請負代金内訳書	・契約締結後14日以内に、所定の様式で提出した。（契約後、変更後）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		

別紙５－２

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	該当有無	チェック時期（指示事項）														備　　考 （指示事項及びその是正状況等）
					着手前	施　工　中												完成時	
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち、提出した。（着手前、変更時）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・記載内容と現場施工方法が一致している。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・記載内容（作業手順等）と現場施工体制が一致している。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。（着手前、変更時）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
		○施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。（施工時の当初、変更時）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。（施工時の当初、変更時）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・施工体制台帳に、下請負金額を記入している。（施工時の当初、変更時）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。（施工時1回/月程度）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。（施工時の当初、変更時）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（施工時の当初、変更時）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
		○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。（施工時1回程度）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
	Ⅱ 配置技術者／現場代理人	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。（施工時1回/月程度）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・現場代理人は、監督職員との連絡調整を書面等で行っている。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を専任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		

別紙5－3

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	該当有無	チェック時期（指示事項）														備考 （指示事項及びその是正状況等）
					着手前	施工中												完成時	
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者／現場代理人	○作業主任者の配置	・作業主任者を選任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）		( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐		
		○監理技術者（主任技術者）の専任制	・資格者証の内容を確認した。（着手前）		( ) ☐														
			・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者及び監理技術者証に記載された技術者が、同一かつ本人である。（着手前）		( ) ☐														
			・現場に常駐している。（施工時1回/月程度）			( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐		
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。（施工時、打合せ時）			( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐		
			・施工にあたり、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。（施工時適宜）			( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐		
		○現場技術者	・現場監督員との対応は適切である。（施工時適宜）			( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐		
		○下請負者の把握	・下請負者が大館市の工事入札参加資格業者である場合には、指名停止期間中でない。（施工時適宜）			( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐		
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査等	・契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行っている。（着手前、施工時適宜）		( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（着手前、施工時適宜）		( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐		
		○施工管理・工事材料管理 ・出来形、品質管理 ・イメージアップ	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している（施工時適宜）			( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐		
			・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。（施工時適宜）			( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐		
			・日常の出来形、品質管理が書面で確認できる。（施工時適宜）			( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐		
			・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。（施工時適宜）			( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐	( ) ☐		

別紙5－4

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	該当有無	チェック時期（指示事項）													備考（指示事項及びその是正状況等）
					着手前	施工中											完成時	
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○検査（確認を含む）及び立会等の調整	・監督職員の材料・施工状況検査及び立会にあたって、事前に検査・立会願を提出している。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・段階確認の確認時期が、適切である。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
		○工事の着手	・設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約締結後10日以内に工事に着手した。（着手時）		( ) □														
		○支給品及び貸与品	・使用予定日の14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
		○指定建設機械類の確認	・指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。（施工時1回程度）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・作業員の休日（代休含む）の確保を行った記録が整理されている。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・店社パトロールを実施し、記録がある。（施工時1回/月程度）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・安全・訓練等を実施し、記録がある。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		

別紙5－5

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	該当有無	チェック時期（指示事項）														備　考 （指示事項及びその是正状況等）
					着手前	施　工　中												完成時	
2 施工状況	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・新規入場者教育を実施し、記録がある。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・使用機械、車両等の点検整備等が管理され、記録がある。（施工時1回/月程度）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・保安施設及び標識等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
		○案全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。（施工時適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の機関との折衝及び調整をした記録がある。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		